

# パートナーシップで なにが変わるの？

市民活動の促進とパートナーシップ構築の方針、  
ならびに

「まつど市民活動サポートセンター」の  
運営・機能に関する提言

**松戸市パートナーシップ検討委員会**

2003年10月26日

# はじめに

## 「松戸市パートナーシップ検討委員会」の紹介

松戸市矢切地区にある健康増進センターの跡施設を利用し、松戸市は「(仮称)市民ボランティアセンター」を開設することを構想しました。

これにともない、この施設の役割や利用、運営の方法、また今後の市民と行政のパートナーシップのあり方をともに考えようと、公募市民 59 名による「松戸市パートナーシップ検討委員会」が 2002 年 6 月に設置されました(任期は 2003 年 10 月まで)。

## 中間提言と「まつど市民活動サポートセンター」の開設

パートナーシップ検討委員会は、木下勇氏を委員長、山崎富一氏を副委員長とし、まずボランティアセンター開設にかかわる検討を進め、2002 年 11 月に『(仮称)「市民ボランティアセンター」の機能、管理・運営に関する中間提言』を提出しました。

大所帯の委員会、わずか 4 カ月の過密スケジュールと、難しい状況に置かれながらまとめられた中間提言により、「(仮称)市民ボランティアセンター」は、「まつど市民活動サポートセンター」の名称(略称「サポートセンター」)で、2003 年 1 月に開設されました。

この提言書の作成では、盛り込む言葉のひとつひとつまでを市民が考え、そのとりまとめを事務局(松戸市地域振興課ボランティア担当室)が支えました。この過程も、市民と行政によるパートナーシップの試行であると、私たちはとらえています。

## パートナーシップ検討委員会のテーマと提言書の構成

中間提言後、さらに委員会では 2003 年 10 月に提出する最終提言に向け「パートナーシップ・ワーキング・グループ」と「サポートセンター・ワーキング・グループ」(各 3 研究会)を設け、次のテーマを軸に検討を進めてきました。

1. 新しい時代のパートナーシップの構築に向けた基本的な理念と方針。
2. 「ボランティア・NPO等の公益的な市民活動」が、市内ですすまず発展するための方策。
3. まつど市民活動サポートセンターの機能・管理・運営のあり方。

本書では「パートナーシップ編」で上記の 1 と 2、「サポートセンター編」で 3 のテーマに関する提言をしています。私たちは、この提言を市とともに市民にも受けとめてほしいと願っています。パートナーシップの構築と市民活動の発展に向け、より多くの方々からご意見をいただければと思います。

2003 年 10 月 26 日  
松戸市パートナーシップ検討委員会

# もくじ

はじめに..... 1	サポートセンター編..... 23
「松戸市パートナーシップ検討委員会」 の紹介 / 中間提言と「まつど市民活動サ ポートセンター」の開設 / パートナーシ ップ検討委員会のテーマと提言書の構成	なぜいま、市民活動の 拠点づくりが求められているの？..... 24 サポートセンターは、 どんなサポートをしているの？ どんな人が来ているの？..... 25 市民による 市民のための 集いの場づくり..... 27 市民活動の発展へ サポートセンター 5つの機能..... 28 公設公営から公設民営へ 自立したサポートセンターに..... 30 民営化へ向けて 運営体制と組織づくりの方針..... 33 市民活動サポートセンター 施設のいまと未来..... 34
パートナーシップ編..... 3	むすび..... 35
なぜいま、 市民活動に「パートナーシップ」が 求められているの？..... 4 市民活動を活発にしていくと、 どんな社会になるの？..... 6 パートナーシップって何だろう..... 10 何をすれば パートナーシップを 築いていける？..... 11 市民と行政のパートナーシップ 「市民参加」から 互いの自主性を重んじる「市民参画」へ..... 13 目標と実施のプロセスが共有できる 「市民参画」の仕組みづくり..... 14 ボランティア、NPOなど、 市民活動を活発にしていくには 何が必要？..... 17 市民活動にも 求められる「評価」 その理由は？..... 18 市民活動サポートセンター をはじめとする 支援拠点の評価..... 19 市民活動を活発にするための 資金づくりと それを上手に使う仕組み..... 20	「パートナーシップ条例」の 制定に向けた 今後の協働への取り組み..... 36 検討委員会から、もうひとつの提案 / パ ートナーシップ推進委員会とパートナ ーシップ条例 / パートナーシップ条例に位 置づけを望む提言内容 / 条例策定とパー トナーシップ推進の検証を進める仕組み
	委員名簿..... 40

## パートナーシップ編

私たちは、  
市民活動に参加しやすい  
環境づくりが、  
パートナーシップを育むことに  
つながると考えます。

# なぜいま、 市民活動に「パートナーシップ」が 求められているの？

## 「課題の解決は自分たちで」という変化

パートナーは、協力者、仲間を意味し、パートナーシップは、その協力の仕方、役割を分担し対等に協力しあう関係のありようを意味します。少し前までは、市民運動を煙たがっていた行政が、いまはどこも手の平を返したようにパートナーシップを唱えはじめています。行財政の危機から行政をスリム化するために、ボランティアや市民活動の推進を、という声もよく聞かれます。しかしそれはとんだ認識違い、そんな似非パートナーシップであつたら長続きはしないでしょう。

なぜパートナーシップなのか。私たちの議論で、最初に出された答えは「課題解決」でした。少子高齢化にともなう福祉の負担、子育て支援、環境問題や身近な環境の変化、薄れる近隣関係と犯罪の多発といったさまざまな課題を地域社会は抱え、これらをひとり行政だけでは解決できなくなっています。もっと当事者（生活者）である市民とパートナーという協力関係を築き、ともに課題の分析と対策を講じた方がよりよい解決に行き着く。それが、パートナーシップが求められている大きな理由だと考えました。

## 対立の構図から協力の関係へという変化

しかし、市民は行政に依存しがちで、圧倒的に多くの人にはさまざまな身近な課題に無関心です。選挙の投票率の低さにも表れているように、議会制民主主義も健全に働いているとは言いがたいところがあります。「ひとりがものを言っても何も変わらない」「世の中は所詮こんなもの」豊かさにどっぷり浸かった消費社会の構造に動かされていると、「わが身さえよければ」の世の中になってしまうという人もいます。地域の生活を支えていた自治会や町内会の活動も、実質参加率が減り、自治という機能を果せなくなってきました。

そんななかで、課題解決のかたちにも変化がみられます。公害運動の時代から、日照権や環境保全などさまざまな分野で成果をあげた市民運動は、どちらかといえば「行政対市民運動」という対立関係のなかで展開されてきました。しかし、今はそれが、市民参加のまちづくり、福祉活動の広がりなど、市民と行政が協力する関係に変わりつつあります。

## NPO法が拓いた市民活動の転換

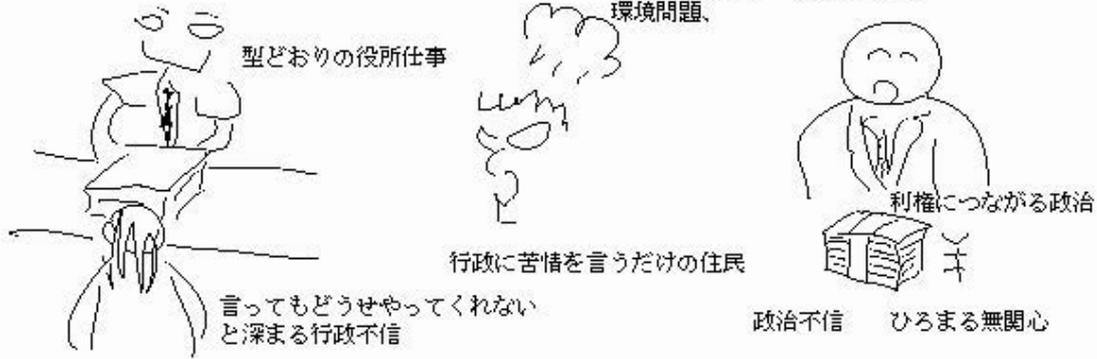
確実に、課題解決に立ち上がる市民の活動が広がっています。テーマによっては広域的なネットワークに発展し、社会を変える原動力となっている例もあります。そのような動きによって 1999 年に制定された NPO 法（特定非営利活動促進法）は、市民活動団体が法人格を得て、公共にかかわる活動を展開する制度の道を拓きました。法人格を得ることに

不満、不信、あきらめ、無力感

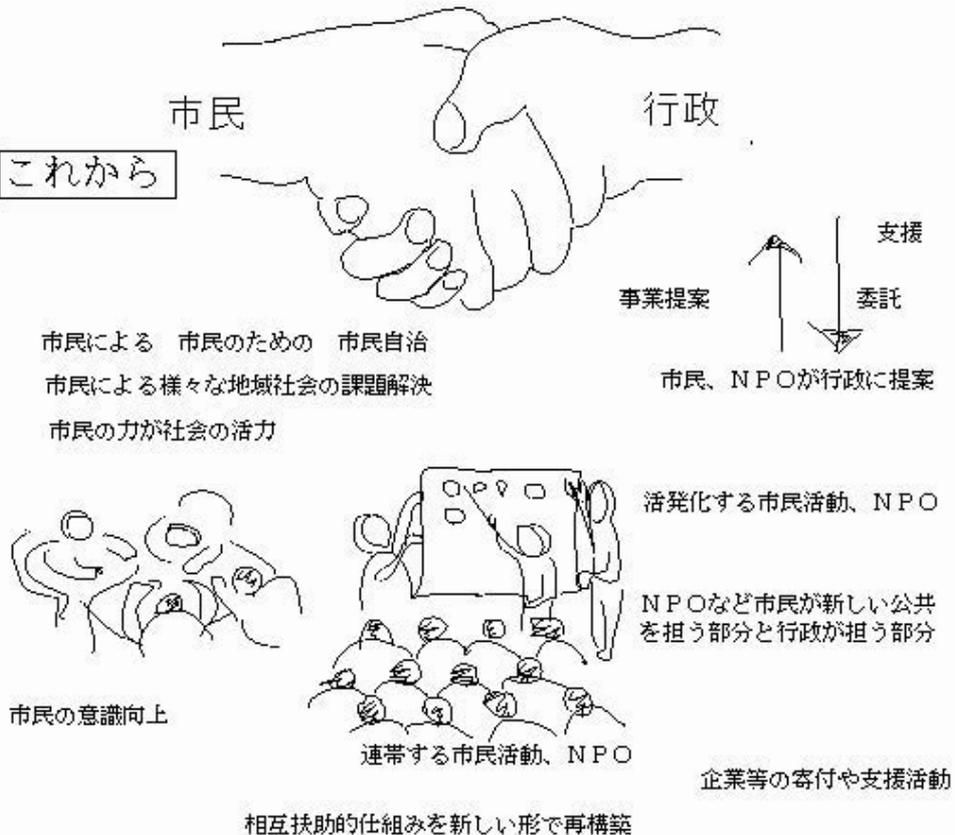
いつまでもそんな暮らしはいやだな。

## パートナーシップで何が変わるの？

これまで



これから



信頼は、対話と行動、  
ともに未来を見る眼から

よって、たとえば行政から委託を受ける場合の手続きが明確になり、まさに行政と市民活動がパートナーとなって事業を展開できるようになったのです。このことも、いまパートナーシップがいわれる理由です。NPO法による認証団体は、全国で11,899団体に増えています(2003年6月末)。しかし、その多くは法人としては専任の有給スタッフも抱えられない脆弱な組織体です。

行政の職員のなかには、市民は苦情をいう存在と恐れたり、嫌がる人がまだまだ多いし、市民にも行政に苦情をいうだけで、自ら課題解決に向かわない人も少なくありません。また、市民活動団体の間でも、互いに対立したり、足の引っ張り合いをするケースも見られ、まだまだ市民活動が展開しやすい制度、および風土にはなっていないという現実が、パートナーシップが求められる背景に横たわっています。

### 閉塞的な社会を変えていくのは市民の力

パートナーシップが築かれ、市民活動を活発にしていく先に何があるのかを、私たちは考えました。行き着いたのは「平和で豊かな社会の実現」でした。一見、古臭く見えるこの言葉のなかにこそ、市民がなぜ自らの力で課題の解決に向かおうとしているのか、対立ではなく、対話と協力関係による課題の解決を望むのか、その答えがあると思います。

いまの私たちの暮らしは本当に平和か、豊かか。それは社会的な弱者、少数派といわれる人たちにとってもそうか。そんな問いかけを身の周りから展開し、行動を通して、自らが今日の閉塞的な社会構造を変え得る主体であると意識されていくことが、市民と市民、市民と行政のパートナーシップが求められている真の理由であると考えます。

## 市民活動を活発にしていくと、 どんな社会になるの？

### 私たちが考える「市民活動」とは

市民活動とは、  
安全で暮らしやすい  
生活の実現に向けて、  
課題を解決していく行動であり、  
市民自治をめざす取り組みをいう。  
それは公共性を持ち、  
使命感に支えられた活動である。

### 市民活動を促進していくことの意義

市民活動の活性化がめざすものは、  
市民が互いの違いを認めあいつつ  
協力、協働し、  
誰もが平和で豊かに暮らす  
社会の実現にある。

## 行政に頼ってばかりではダメ 地域の資源を上手に活用し「安全で暮らしやすい生活の実現」を

市民活動は、高齢者・障害者福祉、子育て、社会教育、環境、まちづくり、地域自治、人権、平和など、多彩な分野におよびます。広く市民の利益にかかわり、公共性に根ざしたそれらの活動は、市民による「安全で暮らしやすい生活の実現」への挑戦ともいえます。

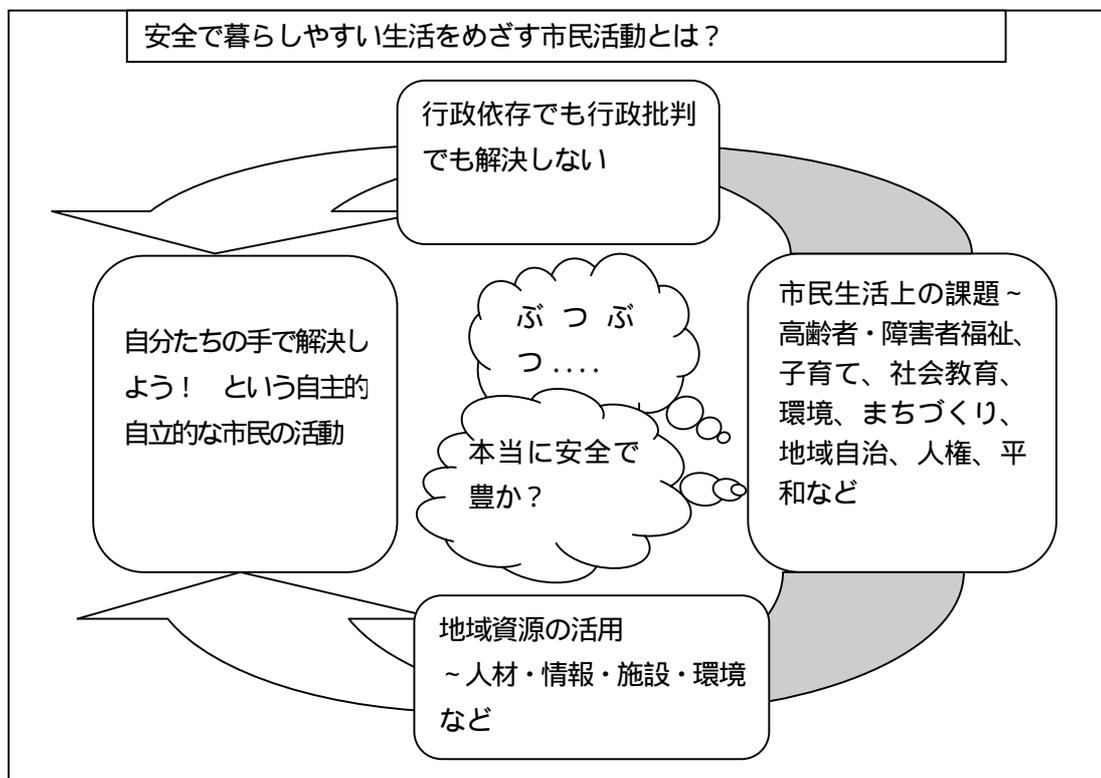
現在の日本は、経済活動の停滞と財政難により、社会基盤の整備や公共サービスに、従来ほどお金をかけられなくなっています。一方では、市民社会の成熟が情報化の急速な発達と相まって進み、人々の生活観が多様化し、さまざまな生活上の要望にきめ細かく応えられる社会づくりが求められています。

この一見して相反する時代の要求にどう対処していくのか。そこに市民活動の役割と、それを推進していく意義があります。

ひとつに、これからは経済が右肩上がりの成長を続けていた時代のように、市民が行政に頼るばかりでは、身近な生活上の課題を解決しきれないということです。社会的な課題の解決に、自分たちで取り組んでいく姿勢が市民に求められるのです。

さらに、いまある地域の資源、すなわち人材、物資、施設、環境、情報、知識、技術などを改めて掘り起こし、有効に活用していくことも求められます。これは、これまで地域に投下されてきた社会資本のあり方を見直すことにもつながります。

このように市民活動の推進は、市民が自らの足もとから暮らしのあり方を見つめ、社会の構造を緩やかに変えながら「安全で暮らしやすい生活の実現」をはかっていく作業であると、私たちは考えます。



## 互いの限界を超えていく「知恵」のかたち

行政が市民に行うサービスには、限界があります。行政サービスは、どの市民にも等しく提供しうるものでなければならぬため、きわめて地域性の高い課題や、個別的な課題に柔軟に対応しにくい面が多分にあるのです。

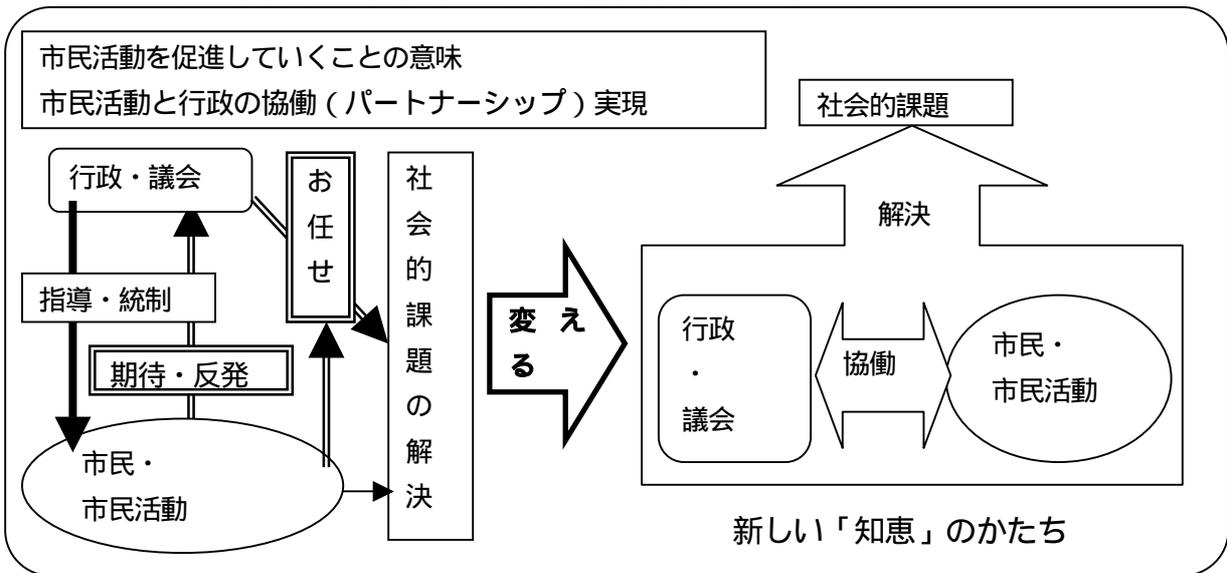
市民活動に携わる側にも、限界があります。人材、資金、資材、情報、技術などが不足しがちだということばかりではなく、活動を進めるうちに自治体や国の法令、制度の壁に突き当たることがよくあり、課題の解決を妨げられるのです。

そこで求められるのが「パートナーシップ」です。

たとえば、市民には常に市民生活上の課題を身近に見出し、それに即応できる柔軟さがあり、行政にはそれらを制度や施策上に位置づけたり、関連の部署や機関、在来の資源と結びつけて調整をはかるなど、後押しをする力があります。互いの良いところを生かし、互いの不足を補うのが「パートナーシップ」であり、このパートナーシップの構築が、市民と行政、それぞれの限界を超えられるひとつの「知恵」のかたちであると考えます。

これは、市民と行政の関係だけではなく、企業・事業者やその団体、学校や大学、その他の公的な機関との関係においても同じです。

市民は「お任せ」体質から、行政は「指導・統制」体質から抜け出そう

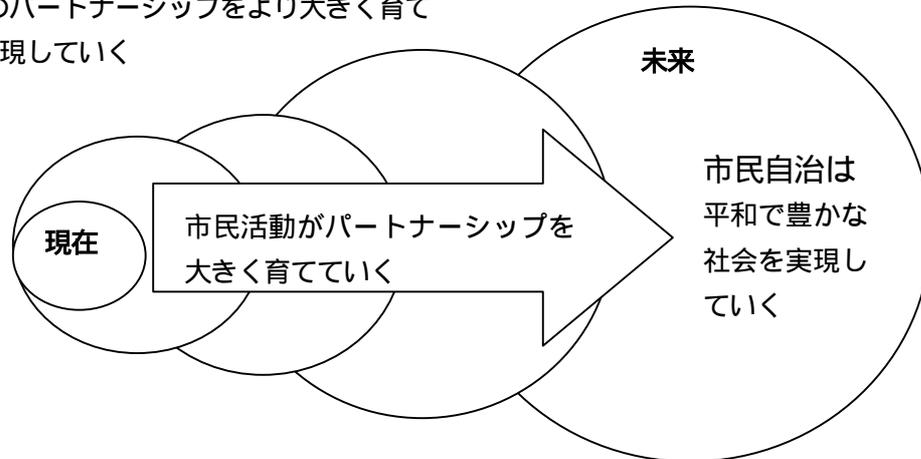


## 市民と行政のパートナーシップは市民自治を実現し 市民自治は平和で豊かな社会を実現していく

現在、市民が行政に意見を反映させていく仕組みは、概ね行政に決定権があり、市民が参加を求めていく形態になっています。これに対して市民活動がめざすのは、市民の夢や意見が反映され、平和で豊かな社会を実現していく、より直接的な市民自治であります。

市民は主権者として、行政の意志決定と執行を民主的にコントロールできるいろいろな仕組みを新たにつくり、活用すること、そしてそのために必要な情報を共有することにより、行政とのパートナーシップで確立していくことができます。

市民と行政のパートナーシップをより大きく育て  
市民自治を実現していく



### 地方自治の基盤となる「市民自治」

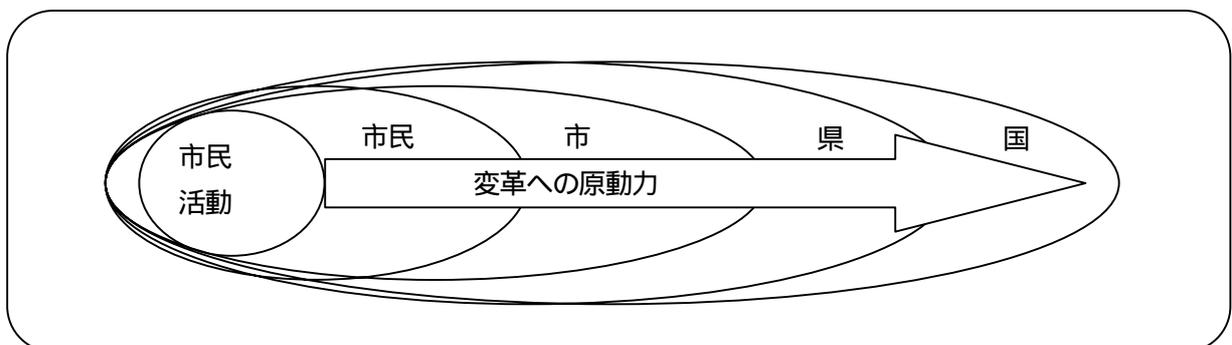
地方分権がいわれ、地方自治体への権限、財源の委譲が進められつつあります。従来の「指導・統制」を軸とした中央集権的な仕組みが解体されていけば、自治体のあり方も大きく変わってきます。

従来の自治体が、国の意志の忠実な施行者という傾向が強かったのに対し、これからは地域の意志を尊重し、実現する役割が強く求められていきます。そのとき、そこに住む市民の意志は、自治体が進む方向を決める主軸となります。

市民活動の推進、すなわち「課題の解決を自分たちの手で」という自治意識が高まることは、とりもなおさず、そうした方向づけの基盤をかたちづくるものであり、今求められている行政の改革を助けるものになると考えます。

また、市民や市民団体がお互いの違いを認め合い、協力、協働し、行政とともに自治を進めることへの共感や参加は、県、そして最終的には国の機構や制度を動かしていく原動力になると考えられます。

市民活動への共感と参加の広がり、やがては国までも動かしていく



# 「パートナーシップ」って何だろう

## 私たちの考える「パートナーシップ」

パートナーシップとは、すでに定まったかたちあるものではなく、人と人が互いを尊重するかかわりを通してつくり上げられるもの。

市民活動におけるパートナーシップのあり方を考えるときも、このことを念頭におきましょう。市民活動の担い手同士、それを支援する者との間で、互いが「より良い関係づくり」を求める姿勢、対話と行動によってそれを実現する過程を、重視することが大切です。

## 「パートナーシップ」を築く担い手たち - 手を取り合うのは誰と誰？ -

### <市民>

個人や活動団体、活動に参画する意向を持つ市民、町会や自治会など。

市民一人ひとりが市民生活の当事者（生活者）です。解決が求められる課題は、市民生活の中で発生しており、切実にその解決を望んでいるのも市民です。

一口に市民といっても、それぞれに考え方の違いがあり、利害の対立もあります。しかし、互いの立場を尊重しながら、共通の利益、共通の目的を見出し、手を取りあっていくことが、課題を解決する近道になります。

### <議会>

市政の意志決定を行う議会、市民の代表である議員もパートナーシップの担い手。

市民の声を集め、よりよい課題の解決法を見出すことが議会の役割です。しかし、実状は、市民の声が議会に反映されているという実感が市民には薄く、いささか縁遠い存在になっています。また、議会、議員が民意を吸い上げる努力や仕組みも、市民から見えにくいところがあります。

市民の政治に対する関心が低いせいもありますが、議会、議員と市民の接点を増やしていく工夫が求められます。

### <行政>

活動の担い手を支援する立場にあるとともに、ともに課題の解決を行う当事者。

行政は、議会の決定にもとづいて業務を執行するところです。また、行政の長である市長は、いうまでもなく直接市民から選出された市民の代表です。

市民と同じく、ともに課題を解決する当事者ですが、従来はその課題の認識、目標の設定、解決の過程などを市民と共有する手法、仕組みが不十分なために、不信、不調和を生

んできた側面があります。

双方の意志の疎通を密にする新たな仕組みづくりも考えながら、対等かつ平等に理解しあえる関係づくりを進めることが、よりよい協力関係を築くことにつながります。

<学校>

子どもたちや若い世代のパートナーシップ体験は、将来の財産づくり。

地域に根ざし、市民生活とも深いかかわりを持つ学校は、単に教育の場としてだけではなく、地域社会の構成要素として大きな存在です。

したがって、まちを知り、市民活動を知ってもらうことを進め、市民自治を行える次世代の市民を育てていける学校教育を、ともに作り上げていくことが求められます。その際、子どもたちも大人と同様に、パートナーシップの担い手としてとらえる視点が大切です。

<企業・事業者>

生活を支え、地域の将来を担う存在。市民活動に参画、支援しやすい環境づくりを。

企業は、社会と市民生活を維持していくための大切な経済基盤。最近では、市民活動への参画や支援を社会貢献として経営指針に掲げる企業も増えています。企業体や事業の大小にかかわらず、また農業など第1次産業の従事者も含め、積極的にパートナーシップづくりに参画してもらうことは、市民活動の推進にとって大きな助力となります。

## 何をすれば、 パートナーシップを 築いていける？

### 担い手たちのゆるやかで柔軟な連携の「場」づくり

市民活動は、多彩な分野に広がっていますが、それぞれの分野での活動のみでは課題が解決しきれないことも多いのが実状です。そして一方では、活動分野を越えて交流や協力をはかる体制が希薄だという面もあります。

また、市民活動の現場では、不十分な人材、資金、資材、情報、技術などを、どのように手当するかが、活動を立ち上げたり、継続していくうえで大きな課題となっています。

そこで、市民活動をより活性化させ、パートナーシップを築いていくために、その担い手たちを結びつけ、ゆるやかな連携を生み出す「場」としての拠点づくりが大切です。

## 連携の輪を広げていく中間支援組織の必要性

さらに、その連携の場には、活動に参画したい市民や、活動団体同士、あるいは行政、議会、学校、企業・事業者といったパートナーシップの担い手を、それぞれの目的や使命、活動内容、互いの利益などを考慮しながら、出会いと協働の機会を積極的につくり出していくコーディネーター役が必要になります。

今日、このような橋渡し役をする存在を「中間支援体」あるいは「中間支援組織」などと呼び、これを専業とするNPO、NPO法人も現れてきています。

## 情報の公開と共有による課題の共通認識化

「場づくり」と「機会づくり」に加え、連携、協働するうえで大切なのが、相互の理解です。そのためには、当事者間が情報を公開し、共有し合うことが必要になります。

情報の公開と共有は、連携、協働し合うものが、何を共通の課題としてとらえ、どのようにそれを解決していくかを組み立てていくうえで不可欠です。課題についての共通認識が生まれなければ、パートナーシップの必要性も認識されることはないでしょう。

これとあわせ、市民活動とその連携にかかわるさまざまな情報を集積、発信し、誰もが手軽にそれらを手に入れる仕組みづくりも求められます。

### 担い手たちの連携イメージ

The image shows a musical score with seven staves, each representing a different stakeholder group. The staves are labeled on the left: 活動団体 (Activity Group), 市民 (Citizens), 企業・事業者 (Business/Industry), 行政 (Administration), 議会・議員 (Municipal Assembly/Members), 町会・自治会 (Neighborhood Association/Municipal Office), and 学校 (School). The instruments are labeled above the staves: Fl. (Flute), Ob. (Oboe), Cl. (Clarinet), Fg. (Fagott/Bassoon), Cor. (Trumpet), and Viol. (Violin). The score is written in a common time signature and features a variety of rhythmic patterns and melodic lines for each instrument, suggesting a harmonious and collaborative musical piece.

五線紙は地域、パートナーシップの担い手たちが、それぞれの音色（特色）を生かしてハーモニーを奏でる。

# 市民と行政のパートナーシップ 「市民参加」から 互いの自主性を重んじる「市民参画」へ

## 「市民参加」、いまどこに問題があるのだろうか

近年、行政は計画や施策上で「市民参加」を掲げることが多くなりました。現在もいろいろな市民参加の手法がありますが、どれもいまひとつ市民と行政間の意志の疎通に欠けるところがあります。また、積極的に市の計画、施策の策定、遂行にかかわりたいという市民の間でも「市民が主体となって参加している」という実感は薄く、満足度も高くないのが現状です。

参加のかたちがあっても、施策の説明に過ぎなかったり、情報公開にも不十分どころがあり、行政のやろうとしていることが見えない、わからないという感触が市民に強くあります。地域の意見を行政に伝える役割の市政モニター制度も、十分に機能しているとはいえず、意見はあっても持って行き場がないと嘆く市民が少なくありません。

### いまある行政への参加手法

情報共有型  
情報公開制度、議会傍聴、広報紙の発行など  
ヒアリング型  
市長への直接メール・FAX、公聴会、市政モニター制度  
対話・計画参加型  
審議会や協議会、委員会の一般公募、請願・陳情など  
活動支援型  
活動団体への補助金支給、支援拠点の設置  
条例・要綱型  
上記を保証するための制度であるが、住民意見の収集等の規定はあるものの、市民参加そのものに対し、手続きまでも含めて具体的に規定しているものはない

## 市民も、もっと意識を変えなければ

一方、生活者としてさまざまな課題を抱えながら、行政に無関心な市民が多いことも事実です。自身が課題の当事者であるという意識に欠け、制度、施策に疎ければ、自身の不満を意見として行政に反映させていく方法も知り得ません。

それが、行政に依存する体質からなかなか抜け出せない市民の側の問題としてあり、課題の解決を阻み、遅らせ、あるいは対立を生み出すこともあります。

このように、市民と行政ともに相手の顔がよく見えていないこと、すなわち目の前の解決すべき課題とその解決法を共有できていないことが、互いの不信を生むもとになっていると考えます。相手の顔が見えない関係では、互いの意志を尊重することも、助け合うこともできません。

## 互いの主体性を大切にする「参画」の考え方

地域の課題に詳しいのは、地域の住民です。市の抱える課題に生活者として直面しているのは市民です。その意見を計画や施策に反映していくには、課題の調査から、解決法の企画・立案、実施後の評価まで、市民がかかわりを持てる新たな仕組みづくりが必要です。

従来の「市民参加」が、施策実現のためのお手伝いや意見収集に応じるレベルのものであるのに対し、プランの段階から同じ席につき、その実現に向けて行動して行く「市民参画」の仕組みを求めます。

市民の意志が行政に反映され、実現されていくことは、市民にとっては大きな受益であり、パートナーシップの構築、市民活動への積極的な参加を促すものであると考えます。

## 目標と実施のプロセスを共有できる 「市民参画」の仕組みづくり

### 行政プランのどの段階にも「参画」できる機会を

市民と行政の対立や不信は多くの場合、課題に対する認識の違いが根底にあります。これを避けるには、対話や意見交換の場を増やすばかりではなく、課題の認識、目標づくりと実施のプロセスを共有することが大切です。

行政の計画、施策の企画・調査・研究、立案、実施、結果の評価のどの段階にも、市民が参画できる機会と場を、一緒につくっていきましょう。さらに、その機会と場を、制度上に位置づけてください。各段階での徹底した情報公開も必要です。

自らの思いがかなう、意見が実現するという実感が、市民の行政への関心を高め、互いの信頼を深めます。市民の意見を聞き置くだけではなく、前例にとらわれず、「できない」といわずに「どうしたらできるか」から対話をスタートさせましょう。

それを仕組みづけることが、持続的で責任のある市民活動を育み、新たな活動を生みだし、新たな市民自治を創造していく後ろ盾になると考えます。さらには、行政の規模を小さくし、機能性の高い自治体へと松戸市を変えていくことも可能になります。

### 次期総合計画を、ぜひ市民参画でつくろう

- 市民活動の各分野がかかわる市民と行政による「(仮称)市民委員会」の設置 -

松戸市の総合計画は、前期基本計画のうち第1次実施計画の5カ年を終え、第2次実施計画に入ったところです。2020年までの基本構想は、市議会で議決されていますが、2010年からはじまる後期基本計画では、市民が積極的に参画できる仕組みをつくり、制度化することを求めます。

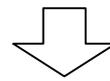
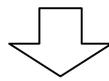
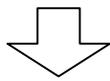
# 市民参加の仕組みはどうつくる？

みんな一緒に、大人も子どもも、  
相手の顔が見える関係をつくり、  
さまざまな違いを超えて、認め・支え・育て合う

新しい  
パートナーシップ  
を育てながら

自分たちのまちは  
自分たちで  
つくる

いきいきした  
まちづくりで  
みんなが元気に



行政に参画

市民活動への参加  
と支援

協働の推進

## 市民委員会の設置

分野ごとに、市民と行政が  
一緒に、課題解決の施策づ  
くり

環境 福祉 健康 子育て 教育  
産業振興 スポーツ 文化芸術 国際交流 自治安全 人権・平和



松戸市次期総合計画  
の策定に参画

## 地区市民活動センター の開設

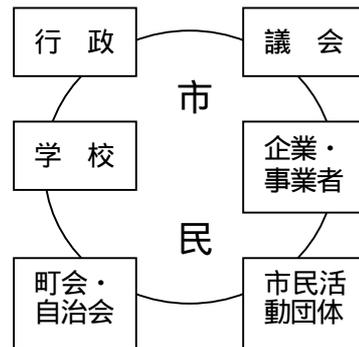
誰でも集まれる「場」、  
相談できる「人」、役に  
立つ「情報」の受発信  
市民活動の初期支援



活発なタウンミーティング  
と生涯学習

## 交流ひろばの開催

公開プレゼンとコンペ  
市民活動まつり  
企業・事業者との連携

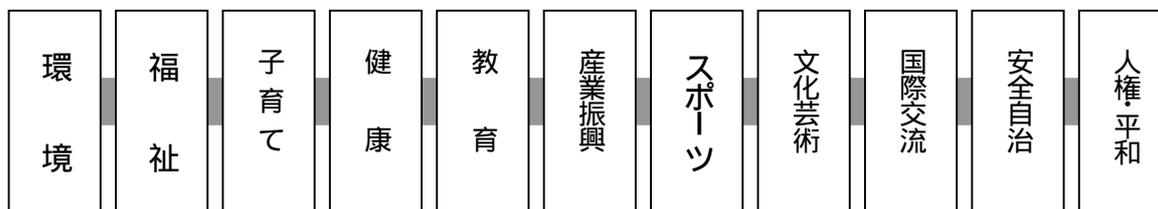


体験的交流と  
相互のメリット追求

具体的には、市民活動の各分野（町会・自治会、学校を含む）ごとに、行政の担当部署も交えて現況の課題と対策を検討し、さらに各分野が連携して計画の見直し、実施の方策づくりをする「（仮称）市民委員会」の設置を提案します。

また、この試行の成果を踏まえ、次期総合計画の策定を市民参画で行うことを求めます。

#### 【（仮称）市民委員会の分野構成案】



#### 市民の提案が施策に反映されやすい仕組みを

- 市民提案を検討、実施する「（仮称）パートナーシップ会議」設置の提案 -

市民と行政がより良いパートナーシップを築くには、市民が行う各種の提言を行政が積極的に受け入れ、両者による協働が保障されることが重要になります。そのために以下の仕組みを提案し、これにかかわる条例の制定を求めます。

#### 【パートナーシップ会議の役割と仕組み】

- 1) 行政は、市民や市民団体から、行政計画や施策、その実施に対する提言を受けた場合、提言の実現に必要な部署の担当者と、提言した市民による「（仮称）パートナーシップ会議」を招集し、提言の内容を検討する。その会議において、提言を実現可能と判断した場合は、事業化するとともにその内容を公開し、実施に移す。
- 2) 市民や市民団体は、同会議に提言をはかる場合、その目標ばかりではなく、実現に向けたプロセスを描き、自身の役割も位置づける。
- 3) 市民個人の提言を同会議において取り上げやすくするため、目標や実現のプロセスなどのプランを個人でも作成できるように支援する体制も整える。まつど市民活動サポートセンターやそれに類する支援拠点が、この機能を持つのが好ましい。

#### 市民活動の質を高めることも大切

こうした市民参画の仕組みをつくるためには、行政に柔軟な姿勢が求められる一方、市民にも活動の質を高めることが求められます。市民においては、行政の仕組み、制度、施策をよく知り、議会、行政に対し、政策・施策の提言ができる能力を身につけていくことが重要になります。

また、市民は自己や地域の利益、価値観に固執せず、対話と行動をもって市民間の連携をはかり、目標を実現していく姿勢が大切です。

# ボランティア、NPOなど、 市民活動を活発にしていくには 何が必要？

## 身近な地域でいつでも利用できる支援拠点の設置と運営

- 既存施設を利用した「(仮称)地区市民活動センター」構想 -

市民活動をより活発にしていくためには、身近な場所に気軽に利用できる支援拠点があることが望ましく、またそうした支援拠点をつくる場合、施設を新設するのではなく、既存の施設を利用して、支援機能を備えていくことが望ましいと考えます。

そこで、まつど市民活動サポートセンターを中核として、現在、市内11地域に17箇所配置されている市民センターに、サポートセンターに準ずる支援機能を持たせ「(仮称)地区市民活動センター」として、サテライト展開することを提案します。

これらの地区拠点では、市民活動推進の情報提供、連携の推進と調整を図るほか、研修を受けたスタッフにより、市民活動をサポートできる態勢を整えます。

また、町会・自治会が、地域活動の担い手として大きな役割を果たしてきたことから、今後増設強化が予定されている町会・自治会集会所なども、市民活動を支える拠点の一翼としてこれらと連携していくと、より身近に、市民が参加の場を選べる拠点のネットワークづくりを進めることができます。

## 地区市民活動センターと市民活動ネットワークの育成

さらに、市民活動が質を高め、成果をあげていくために、まつど市民活動サポートセンターと(仮称)地区市民活動センターを舞台として、活動に取り組む市民や団体を結びつけていく、以下のような機会づくりを進めることもできます。

1. 各活動団体と市民を日常的に結ぶ情報交流ネットワークづくり  
活動団体情報、活動にかかわる各種支援情報、各支援拠点の利用情報などの提供。
2. 「(仮称)市民活動コンペ」の開催。  
活動団体・市民とパートナーシップの担い手を結び、資金、資材、人材、技術、情報等の交流と協働を進める公開のプレゼンテーション&コンペ。(22ページ図参照)
3. 「(仮称)市民活動まつり」の開催  
活動団体・市民の、活動発表の場であり、資金の調達にもつながる市民まつり。

このような機会や場をつくり出すことにより、市民の活動への参加を促し、また市民、行政、事業者、学校などパートナーシップの担い手が相互に、体験学習的に市民活動への理解度を高めていけると考えます。

# 市民活動にも 求められる「評価」 その理由は？

## 互いの活動と成果が見える関係づくりが信頼と協働を生む

市民活動団体の実績を評価する制度はありませんが、活動内容によっては、重視される場合があります。たとえば介護の分野などでは、サービスを受ける側からの声を評価とし、改善する姿勢が必要ですし、環境の分野などでは、活動の成果が評価としてとらえられ、世論を動かすことがあります。

また、活動内容とその成果が互いに見える関係ができると、活動への共感、目的の共有を培うことができ、信頼と協働を生み出します。さらに、活動の目標、目的を実現する実現のプロセスが明快であるほど、外部に理解されやすく、新たな参加者を生み出したり、第三者からの支援も受けやすくなります。その意味で、市民活動にも「評価」が必要です。

## 内部評価と外部評価をバランス良く組み合わせる工夫を

評価は、内部評価と外部評価に分けられます。それぞれに下記のような特徴があるので、両方をバランス良く組み合わせることで、活動団体はより確かな自己評価ができ、活動のPRにもつながります。

- ・内部評価・・・活動団体（組織体）の評価は、理念、目標、活動実績をもとに、より実状に即した意見の交換などもあり、次の行動への展開も図られやすいが、自身に都合のよい評価になりがちな面があります。
- ・外部評価・・・活動団体にとって外部からの評価は、厳しい内容になりがちですが、活動内容を客観的に見つめ、目標実現への方向性、具体的なプロセスを確認するためには重要な意味を持ちます。

上記のことから、活動の内容や実績を、他の市民、企業・事業者やその団体、行政等にプレゼンテーションし、直接的に評価を受ける機会や場があると、活動の質を高めることができると考えます。

たとえば、先に提案した「（仮称）市民活動コンペ」などの開催により、活動への理解、共感を「評価」とし、人材・資金の調達や、支援、協働の輪を広げ、さらには市民活動の活性化にもつながる仕掛けづくりや工夫が望まれるところです。

市民活動の活性化にもつながる「評価」の場づくり [例]

「松戸まちづくり応援団」・・・市民団体による活動資金の支援。活動発表を審査。

「ちば市民活動・市民事業サポートクラブ」・・・自前の財源で資金を支援

# 市民活動サポートセンター をはじめとする支援拠点の評価

## なぜセンターの評価が必要なのか

「まつど市民活動サポートセンター」や、この提言に掲げる「地区市民活動センター構想」に描いた支援拠点は、公設公営、公設民営にかかわらず、市民が集う公共性の高い場となります。したがって、支援拠点にふさわしい機能・サービスが整えられているか一部の市民（住民）や活動団体の利益に偏らず、自主的主体的に行動する市民・市民団体をパートナーとして対等に支援しているか、提供される機能・サービスが利用者に必要とされているかなどが評価の視点として重視されます。

利用者数や利用時間などの数値的な評価にとどまらず、「利用者の満足」を軸とした評価指標を用いることも大切になります。

## どんな評価が必要なのか

### 【評価する組織】

- ・管理運営を司る「運営委員会」など支援拠点の場合は、市民公募による管理運営組織が望ましい。また、運営においては、意志決定の構造を明確にすることが必須。
- ・利用者で構成する「利用者会議」など利用者のニーズや情報共有の度合いなどを測る手段として設置。定期的に会議を開催し、意見や評価を求める。会議は公開とし、議事内容も開示する。

### 【評価の軸】

- ・場の利用と支援において、公平性が保たれ、効果を生んでいるか。
- ・活動に必要な設備が整い、正確な情報収集と提供ができ、求めに応じて専門家のアドバイスが受けられるなど、相談機能の充実が図られているか。
- ・会計および会計処理を含み、適正な運営がなされ、利用者のニーズに対応した機能・サービスを提供しているか。
- ・パートナーシップによる活動の推進により、どのような成果が現れているか。

### 【評価のとり方】

- ・利用者アンケートの実施、利用モニター制度の採用、定期的な「利用者会議」の開催など、複数の方法を用い、評価を受けやすい仕組みをつくる。
- ・運営にかかわる委員やスタッフ、サポーター等の相互評価も大切。
- ・管理および運営にかかわる者は、利用やサービスの状況と、利用者の評価を定期的に把握する仕組みをつくり、実施する。

### 【評価の扱い】

- ・集められた評価により、公平、公正、正確を理念とする運営管理者（市民による運営委員会など）や、利用者による第三者的機関（利用者会議など）が、事業の現状や進行状況に即して、問題点／改善点を見出し、方向性の確認、再検討を行う。
- ・評価の方法についても同様に、状況に即して、効果的な手法を模索し、実施してゆくことが求められる。

# 市民活動を活発にするための 資金づくりと それを上手に使う仕組み

## 資金の大枠とバランス

市民活動の資金は、現況として次の二つに大きくわけられます。

- 1) 行政、企業、団体からのファンド助成、助成金、補助金。
- 2) その組織、団体の原資となる会費や事業収入、寄付金。

組織、団体が活動を継続するためには、1) のみに頼らず、2) を資金計画の基盤として運営されることが好ましく、それが自主自立した組織、団体としての評価、信頼にもつながります。

## 活動をはじめる団体への資金援助や支援のあり方

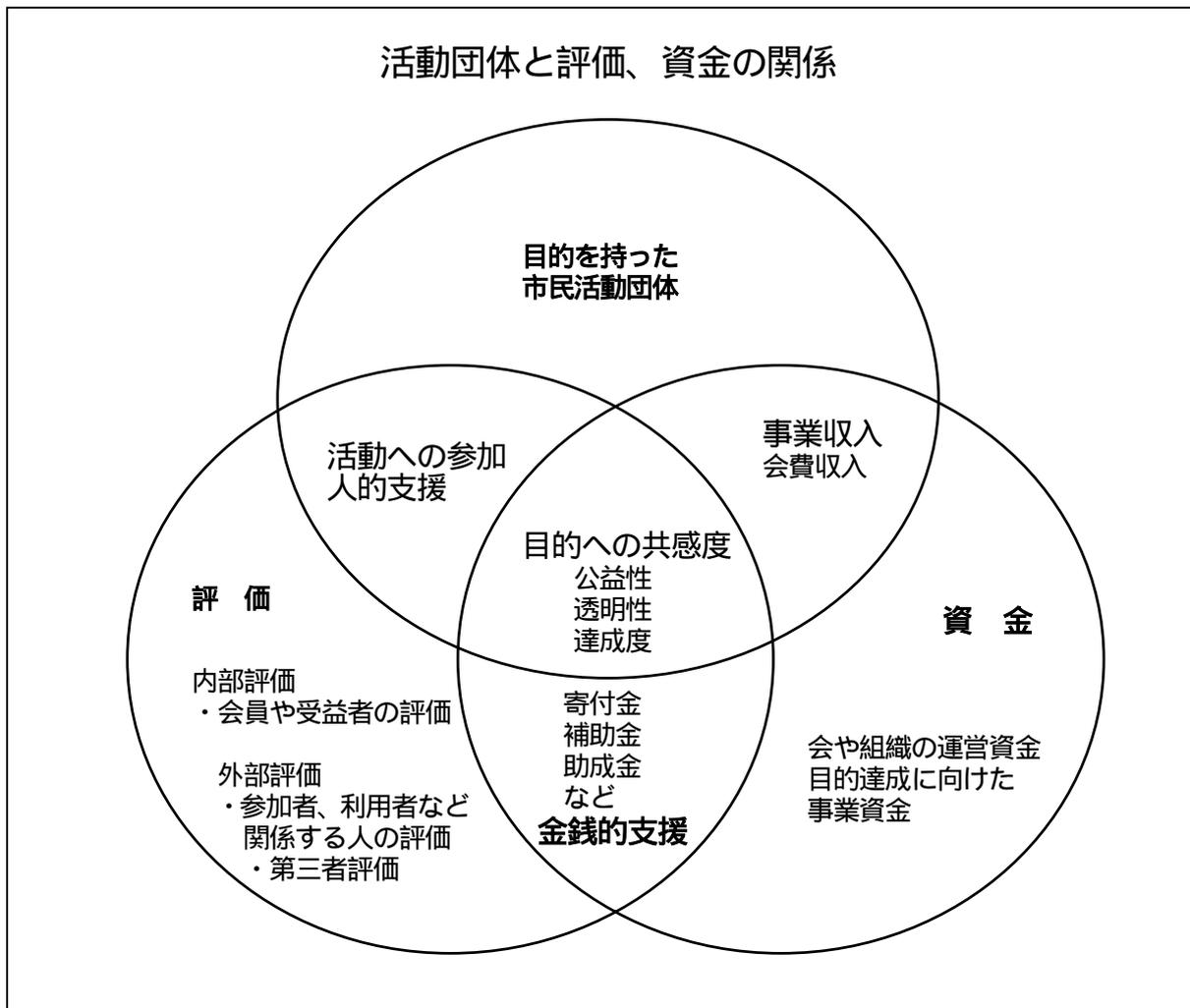
新しい活動を立ち上げ、軌道に乗せるまで、また新たな事業や特別な行事を行う際の不足を補うため、市民活動団体には資金をはじめ、物資、人材、情報の提供など相応の支援が望まれます。その場合の支援のあり方を以下のように考えます。

- 1) 支援の目的は、活動を創設し、継続できるまでの基礎づくりを主眼とします。そのため、とくに行政からの資金援助については、支援の年限を区切るなどして、活動団体の自立を促すように計らいます。  
(継続が求められる市民と行政の協働事業についてはこの限りではありません)
- 2) 支援にあたっては、支援を受ける団体の選定方法、運用の透明性が明らかであり、支援による成果がわかる仕組みづくりをする必要があります。
- 3) 行政だけではなく、企業や業界団体、他の活動団体が活動支援にかかわりやすい場と機会をつくることも求められます。

## 資金の調達を世話する中間支援組織の必要性

活動の立ち上げ資金の支援と、活動を継続していくための資金づくりは性格が異なります。自前の資金でも良いとする団体が多いのは、助成金を得るために煩雑な申請手続きを要するからです。そうした実務の苦手な団体は、助成などによる資金の調達に消極的になりがちです。

さらに、申請のために新たな事業展開が伴うこともあり、人材の確保、養成に手間取る



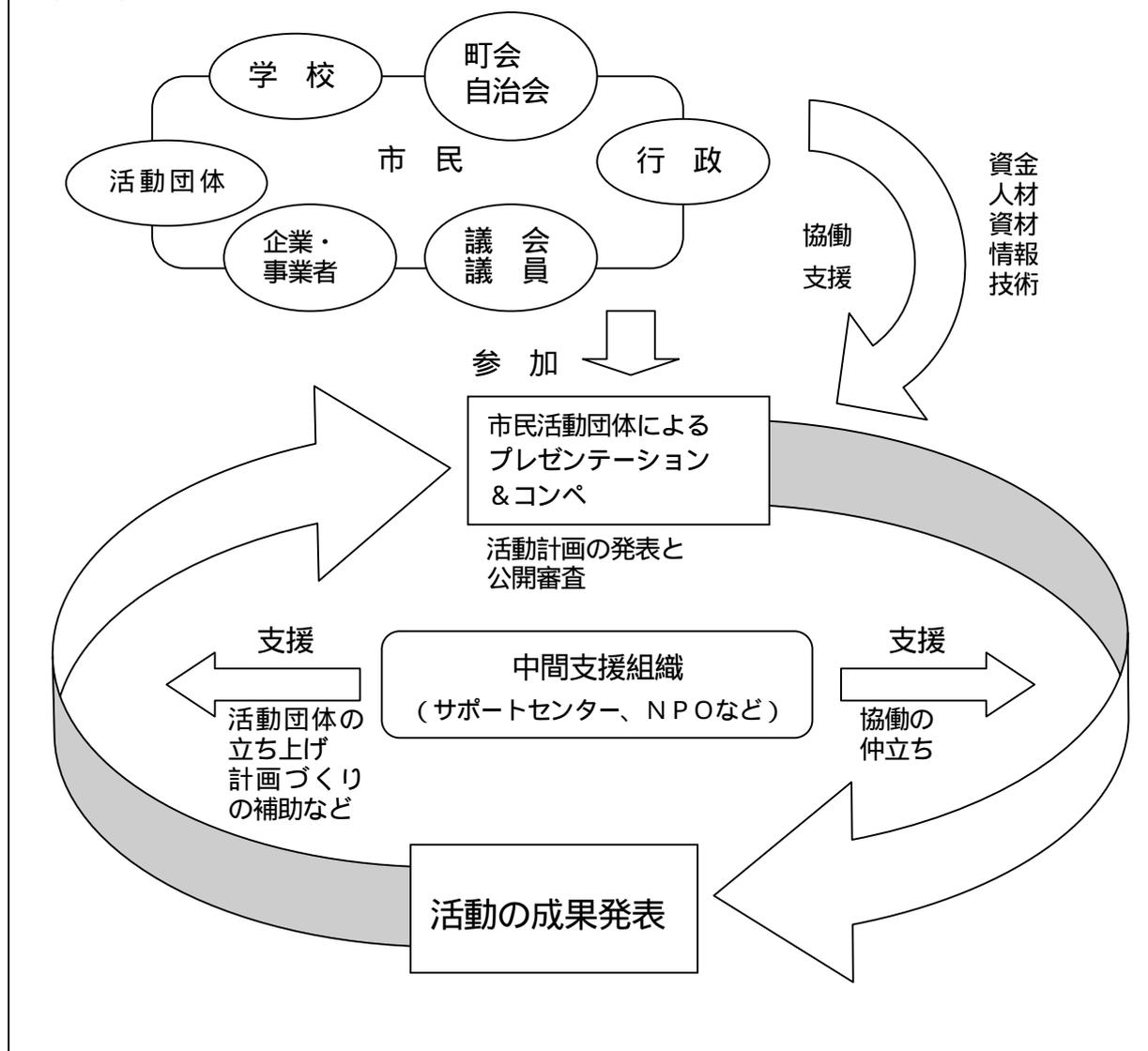
ことも、その一因となっています。

そのような活動団体のための支援策や、資金の調達・分配を含む支援の担い手としての中間支援組織（NPO法人など）が必要とされることも、今後は考えられます。

ひとつの将来的なあり方として、活動支援拠点の運営をNPO法人化し、上記の役割も負う中間支援組織として機能させていくことも、検討に値すると考えます。

重ねて、市民活動を活性化させていくうえで、支援拠点の役割が非常に大きいと考えられることから、それらが十分に機能するよう、資金、人材、設備、情報等に関する行政支援を、手厚く施していくことを求めます。

支援、協働の輪を広げ、活動の評価にもつながる  
 「(仮称)市民活動コンペ」のイメージ



中間支援組織が、自立して支援活動を続けるには資金も必要です。このような協働の輪を広げるとともに、その財源となり、寄付の受け皿ともなるトラストやファンドの設置も検討しましょう。

## サポートセンター編

市民活動サポートセンターは  
豊かなまちづくり  
未来づくりを願う人々が、  
自由に集い、仲間をつくり、  
活動をささえあう場所

# なぜいま、市民活動の 拠点づくりが求められているの？

## 全国的に進められている市民活動の拠点づくり

特定非営利活動促進法（NPO法）の制定とともに、全国各地に市民活動を支援するセンターが設立されています。運営形態にもいろいろあり、行政が運営する公設公営方式から、NPOや民間組織に委託する公設民営、また民間が設置して民間が運営する民設民営などがあります。最近の動きとしては、社会福祉協議会のボランティアセンターとNPOセンターを一緒にした運営形態も生まれてきています。

## 「何が求められて」の拠点づくりなのか

こうした拠点づくりが進められているのは、市民活動を支え、発展させていくために、活動の場、参加の機会をつくり出す場が必要とされてきたからです。会議室や印刷室の利用のほか、最近のNPOセンターでは、メールボックスや事務所がわりの貸しブース、交流スペース、インターネットスペースなどの提供も見られます。

しかし、拠点の機能として、何といたっても重要なのは人的サービス、すなわちコーディネーターによるさまざまな相談や情報の提供、活動支援などです。「人＝コーディネーター」がいるから「人」が訪ねてくる、そして「人」と「人」がつながり、新たな活動が生まれていく。拠点はこうした大きな可能性をもっています。

## 集いの場が生み出す、さまざまな市民活動の輪

人が寄り集まる「拠点」は、市民活動を支えるうえで重要です。しかし、拠点に人々が集うには、集うための仕掛けが必要です。

たとえば、世田谷ボランティア協会では、会議室やフリースペースをオープンに提供し、利便性をはかるとともに、利用者のヨコのつながりも考慮した貸し出しを行っています。人が出会え、自由に話ができ、情報もあり、仲間に会える。そんな拠点をめざすことで、ほかの地区の「拠点」にはない魅力を生み出しています。

## 松戸には松戸流の支援拠点づくりを

『まつど市民活動サポートセンター』は、旧健康増進センターの建物を活用して開設されました。必ずしも使いやすい建物ではありませんが、多目的ホール(体育館)、大小の会議室、調理室、ロビーを有するなどスペースとしては恵まれています。

この施設を単なる器にしないためには、利用者の意見を取り入れながら、さまざまな市民活動の輪や集いの場を、みんなで一緒につくり上げていくことが大切です。

# サポートセンターは、 どんなサポートをしているの？ どんな人が来ているの？

まつど市民活動サポートセンターは、パートナーシップ検討委員会の中間提言を受けて開設されました。その現況は以下のとおりです。

## 機能の現況

### 情報の収集・提供・発信

利用団体の市民活動に関する情報を収集・提供していますが、多様な活動団体の情報収集、資料の作成、およびそれらを提供するシステムは準備段階です。また、活動紹介展示、広報資料を設置するほか、ホームページも開設しています。

### 交流連携活動

市民や市民活動団体間の交流をはかるための「場」を提供しています。また、市民・行政・各種団体間との意見交換や調整の「場」を持ち、協働の進展をはかっています。

### 相談機能

市民活動に関するいろいろな相談に応じ、ボランティア活動をしたい人、ボランティアなどに協力してもらいたい人と各種団体との橋渡しをしています。また、市民活動の立ち上げについてのアドバイスもしています。

### 人材育成機能

上記の機能を担う人材としてコーディネーターを、各種研修に派遣、養成し、配置しています。

## 設備の現況

### 活動や作業の場の提供

会議室、多目的ホール、調理室、作業室

……会議、講習会、イベントや作業などを行う部屋として。

交流サロン、ミーティングコーナー、情報コーナー

……予約なしに利用できるオープンスペースとして。

メールボックス、ロッカー

……団体間の連絡、活動や作業に必要な備品などを保管するため。

### 作業機材の提供

パソコン、コピー機、印刷機、マイク・スピーカー・OHP・大型ビデオなどの AV 機器、コピーボードなどを利用できます。

## 利用状況の概要

### 活動分野別の利用状況

#### 会議室、多目的ホール、調理室、作業室

これらを利用する活動団体は「福祉」「社会教育」「スポーツ」「子ども育成支援」「環境」など、多様な分野にわたっています。

子ども会の親子でのスポーツ活動、料理実習など、幼児を含む子どもの健全育成をはかる活動に利用されているのが特徴です。

#### ミーティングコーナーと交流サロン

これらのスペースは、予約なしで利用できるもので、少人数の打ち合わせのほか、パソコンなどを持ち込んでの作業や学習など、個人の利用も多く見られます。

### 時間帯別の利用状況

開設以来、月を追うごとに、定期的に利用する団体が増えています。また、単発で利用する団体も多くなり、利用時間、利用率ともに増加傾向にあります。

「広報まつど」でのコラム連載、利用者や活動団体の口コミ、サポートセンターを会場とした会議やイベントなどの企画・実施を通して、徐々に認知されてきたことの現れといえます。

ただし、夜間・休日は、定期的に利用する団体が少なく、利用促進について検討する余地があります。

## 現在の運営体制

現在は、公設公営で運営されています。パートナーシップ検討委員会が、2004年4月の正式オープンに向けて運営体制の検証を行っています。スタッフとして正規職員・臨時職員・委託職員が市民サービスを担い、検討委員がセンター運営の検証を兼ねてサポーターとして協力しています。

# 市民による 市民のための 集いの場づくり

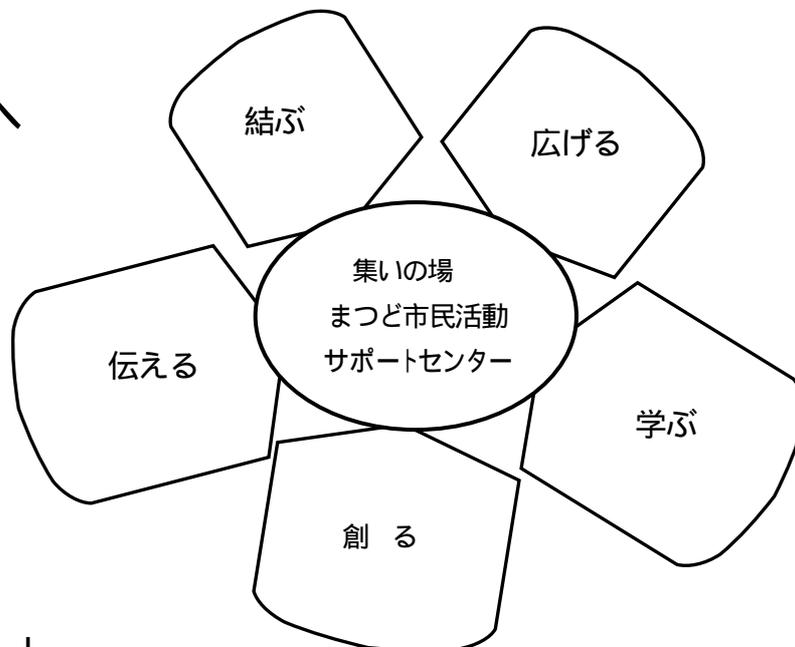
## 市民がつくり、 育てる まつど市民活動サポートセンター 【目的】

まつど市民活動サポートセンターは、  
市民の自発的で継続的な活動を支援する場。  
市民、活動団体、行政の  
パートナーシップに基づく協働を推進する場。  
いつでも気軽に立ち寄れて、  
市民が運営を支えるみんなの広場です。



サポートセンター運営委員会のイメージ (31 ページ参照)

## 市民活動の発展へ サポートセンター 5つの機能



### 結 ぶ - 活動サポート -

ボランティアの協力を必要とする団体と活動をしたい人、手伝いたい人との橋渡しをし、誰もが参加できる活動の「場」として、人と人とを結んでいきます。また、知識・情報等の専門性を持った人材を生かし、さまざまな相談に応じていきます。

#### 【いま、進めていること】

- 1) ボランティア活動をしたい人、手伝いたい人に市民活動団体を紹介。
- 2) 活動団体が活発な活動をするためのアドバイス。

#### 【将来、進めていくこと】

- 1) 自分たちができることから始める市民活動の仲間づくりのアドバイス。
- 2) 専門性を持った知識・情報、それらを生かす技術を備えた人材の育成。

### 伝える - 情報サポート -

個人・市民活動団体・企業・学校・行政の市民活動に関する情報を収集・提供・発信していきます。また、多方面にわたる市民活動の実態や、どのような活動が地域で必要とされているかなどを調査し、資料として蓄積・提供していきます。

#### 【いま、進めていること】

- 1) 活動団体からの申請により、センターと市役所の2か所の情報コーナーに、市民活動やボランティアに関する情報を掲示し、来訪者に提供。
- 2) 月1回「広報まつど」にて、NPO法人・市民活動団体などの紹介。
- 3) 市民活動団体の活動をパネル展示。

#### 【将来、進めていくこと】

- 1) 市の主な施設の情報コーナーに、市民活動やボランティアに関する情報を掲示。
- 2) 市民活動に必要な情報を収集し、資料に作成し、提供・発信。
- 3) 収集した情報を各活動各分野別に選択、連携。
- 4) 会報を発行し、センターの活動状況、市民活動団体や行政などの最新の情報を提供。

## 学 ぶ - 学習サポート -

市民活動をはじめたい人、活動をしている人、さまざまな市民を対象に、関係諸団体や技術、知識を持つ市民の協力を得ながら、基礎的な研修や、活動のスキルアップを目指す学習の場とプログラムを提供します。

### 【いま進めていること】

- 1) 初歩的な活動体験や講座の開催。
- 2) さらに進んだ育成、発展のための活動体験や講座の開催。
- 3) NPO法人設立のための学習や講座の開催。
- 4) センター主催の夏期休暇を利用した体験講座の開催。

### 【将来、進めていくこと】

- 1) 地域懇談会の開催 - 「(仮称) 地区市民活動センター」開設の検討を含む。
- 2) 市民活動を育成、発展させる講座の開催。
- 3) 活動の質的な向上を目指す講座の開催。
- 4) 青少年が集い、自主企画で運営する活動の推奨。

## 広げる - 連携サポート -

市民と市民活動団体、学校、企業・事業者とその関係団体、行政機関や議会などとのパートナーシップを深め、地域社会を担う「人の輪」を広げていきます。

### 【いま進めていること】

- 1) 活動団体の交流のためのイベントの実施。
- 2) 活動団体、行政、企業・事業者等との意見交換、調整の実施。
- 3) 利用者間のネットワークづくり

### 【将来、進めていくこと】

- 1) 市民、活動団体、企業・事業者、学校などの人材資源を活用した講座の開催。
- 2) 他地域や諸外国からの講師、パネラー招聘によるセミナーや講座の開催。

## 創 る - 協働サポート -

センター主催の講座やイベントを企画し、市民活動の推進を支援する技術と知識を高め、市民が自主的に市民活動に参加できるようにしていきます。また、状況に応じた市民活動の組織づくりを手伝い、団体間のネットワークを構築していきます。

### 【いま、進めていること】

- 1) NPO・市民活動団体間の情報交換。
- 2) 市民活動に役立つ技術向上のための講座の開催。

### 【将来、進めていくこと】

- 1) 若い世代が参加し、活動できる団体を創る。
- 2) 多様な問題解決に対応できる専門的知識を持った人材・団体とのネットワークづくり。
- 3) NPO・市民活動団体間のネットワークづくり。

# 公設公営から公設民営へ 自立したセンターに

## なぜ、民営化を目指すのか

サポートセンターは、さまざまな地域の課題を解決するために活動している市民を支えています。その活動が、センターを拠点として発展していくには、施設の利便性を高めただけではなく、「人と人」の密接な関係を築いていくことが大切です。

センターと利用者の関係をより対等に近づけるため、さらには公設公営の枠組みでは果たしきれない支援のニーズに、柔軟に応えられるようにするためにも、サポートセンターは民営化を目指す必要があります。

## 自立した市民運営

サポートセンターは、市民が「利用」する場であるだけでなく、市民が参加して「創る」場とすることを目指します。そのためには、センターの運営や企画に市民の意見が反映される組織づくりを必要とします。意見の反映される環境は、お互いの立場を尊重し合える自立した関係を創りだすものと考えます。

センターの運営に市民が携わることで、参加する立場の市民と運営する立場の市民が、尊重し合い、より自立した市民意識を持つことができると考えます。

## 民営化へ向けて

現在、『まつど市民活動サポートセンター』の運営は公設公営ですが、将来の民営化に向けての具体的方法を検討しました。その内容に基づき、以下の提案をします。

### 1．公募市民主体の運営委員会の設置

センターの運営・企画にかかわる市民からの意見を反映させるための意思決定機関として、2004年4月から公募市民による運営委員会を設置します。

運営委員の選考にも民意を反映させるために、運営委員の選考を目的とした運営準備会を2003年11月から2004年3月まで設置します。

### 2．NPOなどへの運営委託について

運営委託団体の選考基準の決定は、運営委員会に委ねることとします。

2004年度に選考基準の策定、2005年度に委託団体の公募選考、2006年度より委託開始する方向で準備を進めます。

# 運営体制と組織づくりの方針

## 市民に選ばれた市民による運営

私たちは、市民がサポートセンターの運営に参画することによって、この支援拠点がより発展していくものと考えます。

そのためには、行政により選任された委員ではなく、市民が自ら選任した委員により構成された運営委員会が必要であると考えます。それを実現するために、運営委員を選任することを目的とする「運営準備会」の設置を提案します。

## 活動支援の発展を役割とする運営委員会

運営委員会は、月に一回の委員会の開催によって、サポートセンターの運営を検証するだけにとどまらず、活動支援機能のより一層の発展を目指して「事業計画の立案」や「予算案の作成」や「センターの体制・設備に関する提案」にも行政とともに取り組んでいく機関と考えています。

また、センターの機能（広報・講座・イベントなど）を向上させるために、専門委員として専門家や市民ボランティアなどの組織化、イベントの実行委員など、運営委員としてさまざまな活動でセンターをサポートしていきます。

## 『まつど市民活動サポートセンター運営委員会』の構成

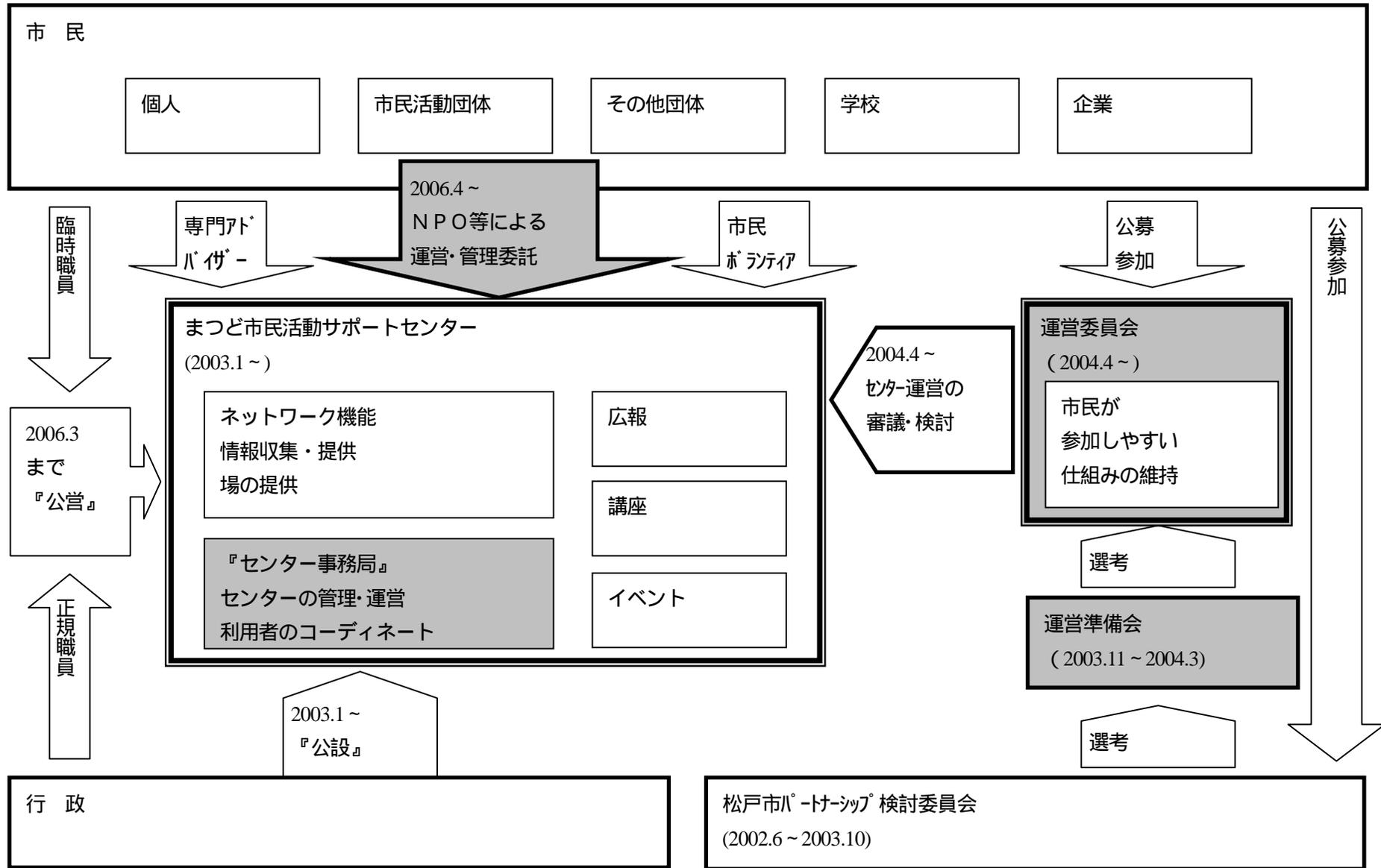
センターの運営委員会は、市民活動の推進を考える市民を中心として、公募選考により10名以内の委員で構成され任期は1期2年（再任は最長3期6年まで）とします。また、一定レベルの専門性を持つ人材（弁護士・公認会計士・司法書士など）や行政職（裁量権のある役職）も運営委員会の委員構成として必要であると考えます。委員の募集・選考は、運営準備会とセンター事務局で取り組むこととし、専門家・運営準備会委員・行政職をメンバーとした選考委員会を設置し公正な運営委員の選考を実施します。

7月に開催した市民フォーラムに参加した市民からは、次世代の中心を担う「大学生」を委員構成に薦める意見が多数集まりました。

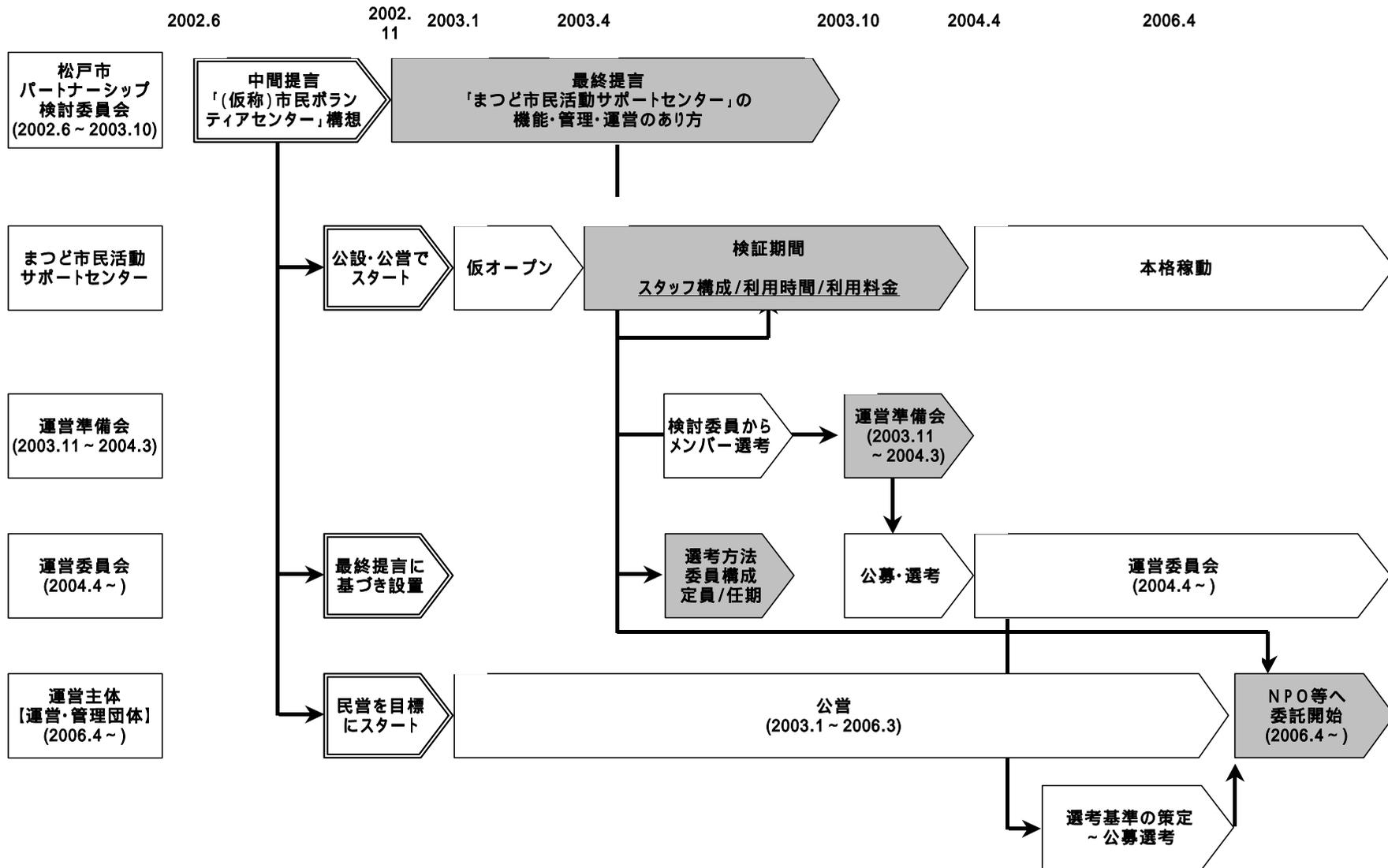
### まつど市民活動サポートセンター施設の利用料金について

多目的ホール、第一・二会議室、大会議室、調理室、作業室は有料とします。ミーティングコーナー・交流サロンは無料とします。具体的な料金設定については、センターの特性や地域性を考えて決定します。

# まつど市民活動サポートセンターの今後と運営準備会、運営委員会の関係



## まつど市民活動サポートセンター運営体制の流れ



# 市民活動サポートセンター 施設のいまと未来

## 他にはないユニークな特色を生かして

他の施設には見られないユニークな施設として、多目的ホールと調理実習室があり、各分野で市民活動に取り組んでいる人たちの幅広い利用に応じています。

多目的ホールは、健康維持活動、障害者スポーツ、子どもの体育活動、演奏活動、フリーマーケット、市民フォーラムなどに利用されています。調理実習室は料理実習、高齢者や利用者へのお弁当の仕出しや配食サービスに利用されています。

## 障害のある方にも利用しやすい施設に

単に施設機能のバリアフリーだけではなく、利用者に合わせたバリアフリーのあり方を考え、実現します。

## センター施設空間の利用、現在と将来像

現在



将来像

中間提言では、下記の施設空間利用が提案されています。

実施の難しいものもありますが、利用者の声を聞きながら検討していく余地はあると思います。

また、これらの実現に際しては、利用者が参画できる場と機会をつくります。

こんな施設になったらいいな

- ・ 子育てしている親が安心して利用できる、託児のためのキッズルームの設置。
- ・ アクセスの不便さを解消するための、NPO等による送迎や駐車場の増設。
- ・ 入口のわかりにくいため、センター専用玄関や駐車場出入口のレイアウト見直し。
- ・ 市民活動に使う資材を運ぶトラックの配置。
- ・ 活動や交流をより活発にすることと、センターの近隣に飲食店等が少ないことから、有料により軽食のとれるティールーム等の設置。
- ・ 宿泊研修できる機能の設備。

むすび

私たちは、  
検討委員の任期を終えても、  
市民活動の発展と、  
パートナーシップの構築を  
担っていきます

# 「パートナーシップ条例」の 制定に向けた 今後の協働への取り組み

## 検討委員会から、もうひとつの提案

松戸市パートナーシップ検討委員会は、公募委員約 60 名という松戸市でも前例のない委員会としてスタートし、2 年間にわたりさまざまな議論と調整を繰り返して、このほど提言書をまとめることができました。

それは、いろいろな立場にある私たち市民が、対話を通して合意をつくり上げていく、貴重な体験でもありました。

私たちは、任期の終了とともに活動を終えるのではなく、この提言を実現に向かわせるための、新たな活動に引き継いでいきたいと考えました。

一方、私たちが市民活動におけるパートナーシップのあり方や、まつど市民活動サポートセンターの機能・運営のあり方などを検討している間に、松戸市の側でも市民とのパートナーシップの構築、市民活動を発展させるための仕組みづくりについて、少しずつですが、論議の場が生まれつつあります。

私たちは、この提言書の結びに、この検討委員会を機会として、市民と行政の協働を育んでいくひとつの試みを提案することにしました。

## パートナーシップ推進委員会とパートナーシップ条例

別表にあるように、検討委員会の任期中に、松戸市では各部署の職員による「パートナーシップ推進委員会」を設置しました。

私たち市民が、この提言書で今後、互いがよりよいパートナーとなることを求めたのと並び、この推進委員会は職員の立場から、パートナーシップの構築と推進に向けた提言を行うことを目的としています。私たちが、この提言書を提出するのと同じ 2003 年 10 月に、推進委員会の提言書も提出されることになっています。

さらに、松戸市は、これら 2 つの提言を受け、市民、専門委員、行政職員で構成された「松戸市パートナーシップ条例策定委員会」を設け「パートナーシップ条例」を策定する構想を打ち出しています。

この構想における、条例策定委員会の検討テーマは、次のようにうたわれています。

「松戸市パートナーシップ条例策定委員会」(検討テーマ)

新しい時代のパートナーシップを構築するための制度や仕組みをつくるため、市民と行政が共に参画して条例・仕組みづくりを行う。

「市民と行政が共に考え、共に汗を流す」新しい時代のパートナーシップを構築するための取り組み

**まつど市民活動サポートセンター**  
<http://www.intership.ne.jp/~mcity/matsudo/misc/partner/center.htm>  
 平成14年11月の松戸市パートナーシップ検討委員会から市長への中間提言により、市民活動支援施設として平成15年1月にオープン。  
 (施設の理念)  
 「市民による市民のための豊かなまちづくり・未来づくり」  
 ~それぞれの自覚と責任の下に互いの活動を助け合うみんなの広場~  
 (施設の現況)  
 平成16年4月から公設民営とすることを目標に、コーディネーター志願者及びサポーターが実際の施設運営に携わっている。

将来構想

本年10月に、市民と行政の両サイドからそれぞれの立場で新しい時代のパートナーシップを構築・推進するための考え方が報告される。次のステップとして、具体的な制度や仕組みづくりに取り組むため、市民と行政が互いの立場や違いを認め合った上で、市民と行政が共に考え、共に汗を流す協働による作業を行う。

**松戸市パートナーシップ条例策定委員会**

市民・専門委員・行政職員 数名  
 (任期)未定  
 (検討テーマ)  
 新しい時代のパートナーシップを構築するための制度や仕組みをつくるため、市民と行政が共に参画して条例・仕組みづくりを行う。

平成15年10月市長に最終提言

市民

平成15年10月に市長へ最終提言

市長

平成15年10月に市長へ報告

行政

**松戸市パートナーシップ検討委員会**

<http://isweb45.infoseek.co.jp/area/mtdptnsp/>  
 公募市民56名(交通費を実費弁償して参加)  
 学識経験者(千葉大学園芸学部助教授 木下勇)  
 専門委員(社会福祉法人世田谷ボランティア協会事業部長 山崎富一)  
 (任期)平成14年6月から平成15年10月まで  
 (検討テーマ)  
 1. 新しい時代のパートナーシップの構築に向けた基本的な理念や方針  
 2. 「ボランティア・NPO等の公益的な市民活動」が、市内で益々発展するための方策  
 3. まつど市民活動サポートセンターの機能・管理・運営のあり方(平成14年11月中間提言)  
 (中間提言) [http://www.intership.ne.jp/~mcity/matsudo/misc/partner/teigen\\_1.htm](http://www.intership.ne.jp/~mcity/matsudo/misc/partner/teigen_1.htm)

2つのワーキンググループ(WG)を設置

検討テーマ3について検討する

**サポートセンターWG**

研究テーマ毎に3つの研究会が自主活動で研究中

1. 機能・サービス研究会
2. センター運営研究会
3. 講座・イベント研究会

検討テーマ1・2について検討する

**パートナーシップWG**

研究テーマ毎に3つの研究会が自主活動で研究中

1. 参加の仕組みづくり研究会
2. 市民活動の位置付け研究会
3. 評価&資金研究会

**松戸市パートナーシップ推進委員会**

各企画管理室・政策調整課・ボランティア担当室の管理職10名  
 (設置目的)  
 本市が、「市民に対して画一的かつ一方的にサービスを提供する」というこれまでの市民との関係を超えて、「市民と行政が共に考え、共に汗を流す」新しい時代のパートナーシップの構築とその推進に取組む庁内体制を整備するため。

調査・研究のためのワーキンググループ設置

調査・研究成果の報告

**松戸市パートナーシップ推進委員会調査・研究ワーキングチーム**

推薦職員20名(ボランティア・NPO等の公益的な市民活動と連携を図っている部署や、新しい時代のパートナーシップ構築とその推進に取組むために必要と思われる部署を推進委員会で決定し、所属長が推薦)  
 公募職員2名(庁内刷新行動計画に則り全庁公募をかけ、推進委員会で決定)  
 コーディネーター(千葉大学園芸学部非常勤講師 菅博嗣)  
 (任期)平成15年5月から10月まで  
 (調査・研究テーマ)  
 本市が新しい時代のパートナーシップを構築し推進していくためには、行政としてどのような「考え方」を持ち、どのような庁内体制を整える必要があるか等の調査・研究を行い、その成果を推進委員会へ報告する

## パートナーシップ条例に位置づけを望む提言内容

市民活動を活発にし、自由で柔軟な課題解決に向けた活動が進められ、さらに市民と行政のパートナーシップが築かれていくためには、条例策定委員会の検討テーマにあるように「市民と行政がともに参画して」制度や仕組みづくりを進めていくことが大切であると考えます。

各種の市民活動が、行政のお手伝いにとどめられることなく、自主自立した活動に育ち、疲弊することなく、継続してそれぞれが持つ課題の解決に取り組むには、市民と行政の「参画の場と機会」がきちんと制度化されることが必要です。

そこで私たちは、本書のうちとくに以下の提言について、策定が構想されている「パートナーシップ条例」に位置づけることを求めます。

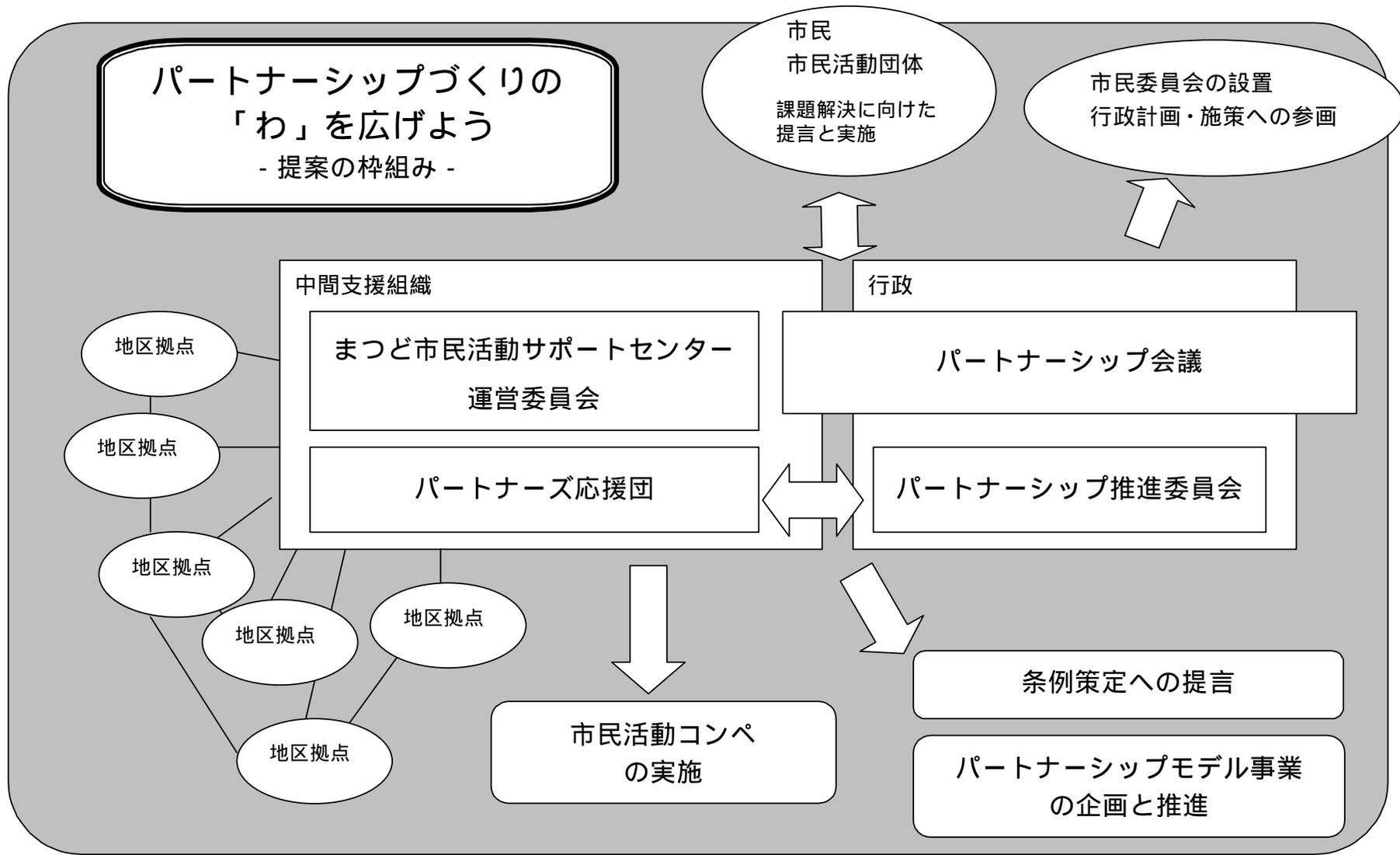
1. 次期総合計画策定での市民参画を視野に入れた「(仮称)市民委員会」の設置。
2. 市民と行政が、ともに解決すべき課題を共有し、具体的な取り組みを進めるための「(仮称)パートナーシップ会議」制度の推進。
3. まつど市民活動サポートセンターの機能の充実と、公設民営化への積極的な支援、ならびに「(仮称)地区市民活動センター構想」の推進。

### 条例策定への参画とパートナーシップ推進の検証を進める仕組み

以上のような経緯と、検討委員会での議論から私たちは、条例策定への参画と、本書に掲げた提言内容の実現を進めていく新たな展開として、「(仮称)パートナーズ応援団」を発足させ、次のような取り組みと仕組みづくりを進めていくことを提案するとともに、これへの理解と協力を松戸市に求めます。

「(仮称)パートナーズ応援団」の目的と役割

1. パートナーシップ検討委員会の任期終了後に、その成果を引き継ぎ、新たに設けられる条例策定委員会の委員選任や策定業務への参画と、パートナーシップに基づく市民活動の促進を図るため、市の委嘱を受けた市民による委員会として発足させる。この委員会は、将来的に市民活動の中間支援組織として発展させることを目指す。
2. 現在、行政内で組織している「パートナーシップ推進委員会」の継続を求め、これと連携しながら、条例内容の検討を進め、条例策定に向けた提言を行う。
3. 「(仮称)パートナーズ応援団」は、サポートセンター運営委員会、行政のパートナーシップ推進委員会などと協力して、実現性のある事業を企画し、これを「(仮称)パートナーシップモデル事業」として推進する。
4. 本提言書に対する市民、行政からの意見収集を行い、今後のパートナーシップ構築のあり方や仕組みづくりを引続き検討し、実現への働きかけをする。



「わ」は、対話の「話」、平和の「和」、人の輪の「輪」を意味します。

## 松戸市パートナーシップ検討委員会委員名簿

(公募委員) 56名

縣和子	兼松むつ子	田中信子	藤沢明美
秋本靖匡	鎌田啓作	田邊義夫	藤田謙次郎
浅井ゆき	川上親秀	田村夏子	古澤健児
安藤五郎	川瀬裕思	土屋隆志	堀口公雄
石上瑠美子	菊地幸男	藤山みき子	松下あき子
石丸喜久江	黒須一男	戸田栄造	水嶋君代
市澤輝一	古賀芳夫	永井淳子	毛利多壽子
伊藤壽弘	小山淳子	中岡丈恵	森藤恭子
伊東由紀	酒井正昭	中沢卓実	保浦喜代美
岩橋秀高	塩崎俊一	中島栄一	山崎道子
梅澤雅道	新藤千鶴子	中島信沖	山田達郎
榎本孝芳	高城勝人	中村幸恵	山田寛之
岡成彦	高橋盛男	中山章	山根由美
角谷昭一	武本初子	深澤正治	渡辺洋子

(学識経験者) 1名

木下勇	千葉大学 園芸学部 助教授
-----	---------------

(専門委員) 1名

山崎富一	社会福祉法人 世田谷ボランティア協会 事業部長
------	-------------------------

= 委員長

= 副委員長